

氷見市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市クラウドファンディング活用支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、令和6年能登半島地震で被災した市内事業者がクラウドファンディングを活用して事業の復旧や新たな事業展開を行う際に、当該クラウドファンディングに係る費用等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング特定の事業への支援を目的として、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から寄附金を集める資金調達の方法をいう。
- (2) 運営事業者クラウドファンディングのポータルサイト等を有し、当該ポータルサイト等を利用するサービスを提供する事業者をいう。
- (3) プロジェクトクラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。
- (4) 中小企業者中小企業基本法第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者(中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。)に保有されている者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者に保有されている者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (5) 任意団体同じ目的を持つ複数のもので組織する法人格のない団体をいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年1月1日以前から市内で事業を行っている中小企業者又は中小企業者で構成する任意団体であること。

(2) 令和6年能登半島地震の発生に伴い、事業用資産等への直接的な被害又は売上減少等の間接的な被害を受け、以下のいずれかの証明書等の交付を受けている者であること。

ア 氷見市が交付する罹災証明書又は被災届出証明書

イ 氷見市が交付する中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書又は売上減少証明書

(3) 法人又は個人にあつては、市内に事業所の所在地を有する者であること。

(4) 任意団体にあつては、代表者と構成員全てが市内に事業所の所在地を有する者であること。

(5) 市税の滞納がないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体又は同条第6号に規定する暴力団の構成員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

(7) 特定の宗教又は政治的活動を目的とした者でないこと。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。ただし、同法第2条第1項第1号及び第2号に規定する営業を除く。

(補助対象事業)

第5条 補助対象となるプロジェクトは、令和6年能登半島地震で事業用資産等への直接的な被害又は売上減少等の間接的な被害を受け、その後の事業の復旧や新事業の展開に係るものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、運営事業者へ支払うクラウドファンディングに係るサービスの利用料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。なお、クラウドファンディングがいわゆるAll or Nothing方式であり、目標金額に到達せずにプロジェクトが実施されない場合は、利用料が発生した場合であっても本補助金は交付しない。

2 前項の補助対象経費について、国、県又は氷見市以外の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は100千円を上限とする。ただし、1者あたりの申請は1回に限るものとする。

(プロジェクトの認定の申請)

第8条 補助事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運営事業者とクラウドファンディングの審査、協議等が整った後、クラウドファンディングの募集開始前に氷見市クラウドファンディング活用支援補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 運営事業者との契約やプロジェクトの詳細が分かる資料

(3) 法人にあつては、定款又は履歴事項全部証明書及び法人の事業内容が分かるパンフレット、ホームページの写し等

(4) 個人にあつては、住民票の写し及び事業活動の内容が分かるパンフレット、ホームページの写し等

(5) 任意団体にあつては、団体の規約、会則等及び事業活動の内容が分かるパンフレット、ホームページの写し等

2 市長は、既に募集を開始したクラウドファンディングについて、申請者に復旧等を速やかに行うため等やむを得ない事情がある旨の理由書等の提出があつた場合には、前項の認定をすることができる。

(プロジェクトの認定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の書類を審査し、適切な計画を有しているかを確認したうえで認定の可否を決定し、その結果を氷見市クラウドファンディング補助金認定決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する認定に際して、事業に必要と認める条件を付することができる。

(認定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により事業の認定を受けた者(以下、「認定事業者」という。)が次のいずれかに該当すると認めた場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けた場合
- (3) クラウドファンディングを中止した場合
- (4) その他市長が不適切であると認めた場合

(交付申請及び実績報告)

第11条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、氷見市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書及び実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、クラウドファンディングの利用料全額の支払完了から30日又は令和6年12月27日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書兼市税納付状況確認同意書(様式第5号)
- (2) 運営事業者へ支払ったクラウドファンディングに係るサービスの利用料が分かる支払明細等の書類の写し

(交付決定及び額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、認定事業者に通知するものとする。

(調査)

第13条 市長は、補助金に関し必要と認めたときは、申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第14条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。